

# 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令の一部を改正する政令等の概要

- **地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第2条第1項の規定に基づき、標準化対象事務**（情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として**政令**で定める事務）を定めている。
- **昨年8月末に、標準化対象事務に係る全ての業務において、標準仕様書が作成・改定され、対象が定まったことから、標準化対象事務を定める政令及び命令の一部を改正する。**  
**例：公職選挙法による選挙人名簿に関する事務 + 最高裁判所裁判官国民審査法による審査に関する事務**
- なお、標準化対象事務は、以下の**20業務**。  
①児童手当、②子ども・子育て支援、③住民基本台帳、④戸籍の附票、⑤印鑑登録、⑥選挙人名簿管理、⑦固定資産税、⑧個人住民税、⑨法人住民税、⑩軽自動車税、⑪戸籍、⑫就学、⑬健康管理、⑭児童扶養手当、⑮生活保護、⑯障害者福祉、⑰介護保険、⑱国民健康保険、⑲後期高齢者医療、⑳国民年金
- 施行期日：公布の日から施行する。  
ただし、規定する事務の根拠法令が未施行の部分については、それぞれの根拠法令の施行の日から施行する。

閣議決定

令和5年3月24日